

## 5-62 側方照射灯

### 5-62-1 装備要件

自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。（保安基準第33条の2第1項）

### 5-62-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第200条第1項関係）

- ① 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。
- ② 側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。

(2) 次に掲げる側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条第2項関係）

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又は同条第7項の規定に基づき装置の指定を受けたと見なされる側方照射灯（いわゆるⓈマークが付されたもの。）

### 5-62-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第33条の2第3項関係）

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第200条第3項関係）

- ① 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
- ② 自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。  
ただし、後退灯が作動した場合には、方向指示器の作動又はかじ取り装置の向きにかかわらず、自動車の両側に備える側方照射灯を作動させることができる。
- ③ 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合には、自動的に作動が停止する構造であること。  
ただし、前号ただし書きの規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合に自動的に作動が停止する構造であること。
- ④ 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であつてすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けられていること。
- ⑤ 側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取付けられていること。
- ⑥ 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1mまでの間にあること。

- ⑦ 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
  - ⑧ 側方照射灯は、点滅するものでないこと。
  - ⑨ 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
  - ⑩ 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-62-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- (2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条第4項関係)
- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯
  - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

#### 5-62-4 適用関係の整理

4-62-4の規定を適用する。